

議会運営委員会

日 時 平成23年12月14日（水）午前10時45分～
場 所 第3委員会室

1 議会運営委員会後の会議予定について

議会運営委員会 ～ 会派会議 ～ 本会議 ～
全協事前打合せ（13:00）～ 全員協議会（13:30）

2 議事日程について（一般質問終了後）

第2 第1号議案から第27号議案まで（質疑、付託）
第3 請願について（付託）

3 議案・請願の付託について

- 付託先 別紙付託表及び請願文書表のとおり
- 請願受理番号12は、取り下げのため欠番

4 質疑について

通告なし

5 意見書提出期限について

意見書提出期限 12月19日（月）16:00

6 その他

- 平和人権対策特別委員会提言（別紙）
- 次回議会運営委員会日程 12月20日（火）午後1時30分～
- 本会議開始時刻

平成 2 3 年 1 2 月 定例会 議案付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	1	平成 2 3 年度 亀岡市 一般会計補正予算（第 3 号）
	8	平成 2 3 年度 亀岡市 宮川財産区 特別会計補正予算（第 1 号）
	9	平成 2 3 年度 亀岡市 神前財産区 特別会計補正予算（第 1 号）
	1 0	亀岡市 総合計画審議会 条例の一部を改正する 条例の制定について
	1 1	ガレリアかめおか 条例の一部を改正する 条例の制定について
	1 3	亀岡市 放課後児童健全育成事業の実施に関する 条例の一部を改正する 条例の制定について
	1 4	亀岡会館に係る 指定管理者の指定について
	1 5	亀岡市 七谷川野外活動センターに係る 指定管理者の指定について
	1 6	亀岡市 社会体育施設に係る 指定管理者の指定について
環境厚生 常 任	1	平成 2 3 年度 亀岡市 一般会計補正予算（第 3 号）
	2	平成 2 3 年度 亀岡市 国民健康保険事業 特別会計補正予算（第 2 号）
	7	平成 2 3 年度 亀岡市 病院事業 会計補正予算（第 1 号）
	1 7	亀岡市 総合福祉センターに係る 指定管理者の指定について
	1 8	亀岡市 厚生会館に係る 指定管理者の指定について
	1 9	亀岡市 曾我部いこいの家に係る 指定管理者の指定について
	2 0	亀岡市 畑野健康ふれあいセンターに係る 指定管理者の指定について
産業建設 常 任	1	平成 2 3 年度 亀岡市 一般会計補正予算（第 3 号）
	3	平成 2 3 年度 亀岡市 簡易水道事業 特別会計補正予算（第 1 号）
	4	平成 2 3 年度 亀岡市 地域下水道事業 特別会計補正予算（第 1 号）
	5	平成 2 3 年度 亀岡市 上水道事業 会計補正予算（第 1 号）
	6	平成 2 3 年度 亀岡市 下水道事業 会計補正予算（第 1 号）

付託委員会	議案番号	件 名
産業建設 常 任	1 2	亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
	2 1	亀岡市林業センターに係る指定管理者の指定について
	2 2	亀岡市都市公園（亀岡運動公園・さくら公園）に係る指定管理者の指定について
	2 3	ＪＲ亀岡駅前及びＪＲ亀岡駅北口自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について
	2 4	ＪＲ馬堀駅前、ＪＲ並河駅前及びＪＲ千代川駅前自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について
	2 5	メディアス亀岡自転車駐車場に係る指定管理者の指定について
	2 6	土地改良事業（災害復旧事業）の施行について
	2 7	町の区域の変更について（保津町・葛原地区）

請 願 文 書 表

(23年12月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
11	11月30日	公契約条例に関する請願	京都市上京区今出川通新町西 入弁財天町332番地 京都府社会保険労務士会 会長 内藤 信之 京都府社会保険労務士政治連盟 会長 堀谷 義明 ほか1名	明田 昭 湊 泰孝 馬場 隆	(請願趣旨) 地方自治体は、公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、民間事業者への公共工事及び委託における低価格・低単価の契約・発注が増大しています。事業を受託している企業や事業所も、受注額の引き下げを受忍せざるを得ない状況におかれています。 この結果、受注企業は最大経費である人件費削減に及び、このしわ寄せを受けた労働者は、働いても生活が成り立たない、いわゆる官製ワーキングプアが多数生まれ、生活保護世帯が著しく増加し、さらに地方公共団体の財政を圧迫する要因となっているという悪循環を打開するため、公契約条例の制定を請願するものです。 (請願事項) 行政が民間企業と公契約を締結する際には、民間企業の財務状況だけでなく、労働者の賃金、社会保険の適用状況、時間外・休日・深夜割増賃金の支払、有給休暇の取得および健康診断の受診状況など労働者の労働条件すべてにおいて法の遵守を求め、これらをチェックする仕組みを構築しなければなりません。 この仕組みをルール化した公契約条例の制定を請願します。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	総務文教 常任委員会

請 願 文 書 表

(2 3 年 1 2 月 定 例 会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
13	11 月 30 日	暴力団排除条例の制定 を求める請願	亀岡市暴力追放協議会 会長 矢田 勲 篠町自治会 会長 牧野 吉明	並河 愛子 木曾 利廣 井上 耕作 齊藤 一義 中澤 基行 酒井安紀子 日高 省子	(請願趣旨) 亀岡市暴力追放協議会や篠町自治会は、亀岡市が昭和 5 9 年に制定した「暴力追放都市宣言」により市民と関 係機関が一体となり積極的に暴力を追放し、明るい平和 なまちづくりを推進されている中で、関係機関・企業や 自治会などの団体と連携し、暴力団排除に係る活動を推 進しているところです。 しかしながら、暴力団は依然として存在し、先日亀岡 市内での組事務所設置の動きなどが新聞報道されたと ころです。 つきましては、公共事業からの暴力団排除等の市の事 務事業における措置、市の設置した公の施設使用の不承 認、また市民の利益供与の禁止などを定めた市条例の早 期制定が必要であると考え請願するものです。 (請願事項) 亀岡市が暴力団排除に関し基本的な理念を定め、市 の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力 団排除の推進に係る市の施策などを定めることによ り、安全・安心で平穏な市民生活を確保することを目 的とする市条例の制定を求めるものです。 地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請 願書を提出します。	総務文教 常任委員会

請 願 文 書 表

(23年12月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
14	11月30日	障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願	亀岡市身体障害者福祉協会 会長 隅田 盛和 亀岡市障害児者を守る協議会 会長 山内 節子 精神障害者家族会(圭の会) 会長 野中 正行 社会福祉法人花ノ木 理事長 酒井 愛夫 社会福祉法人松花苑 理事長 西藤 二郎 社会福祉法人信和福祉会 理事長 林 安廣 特定非営利活動法人自立支援センターかめおか 理事長 山崎 忠文 社会福祉法人亀岡福祉会 理事長 西村 直	明田 昭 湊 泰孝 馬場 隆 日高 省子	(請願趣旨) 国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会でしめされた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下「提言」という)は、幅広い障害者・関係者の意見が反映されたものとなっており、この提言を反映した新たな「障害者総合福祉法」が平成24年度通常国会で成立し制定されることが求められる。 (請願事項) 1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を提出してください。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	環境厚生 常任委員会

請 願 文 書 表

(23年12月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
15	11月30日	国民の生命、財産と安全を守る一般国道9号 防災整備を行う事務所・出張所の存続を求める請願	京都市下京区西洞院通塩小路 下る南不動堂町808 国土交通労働組合 近畿建設支部 京都分会 分会長 宮崎 幸雄 国土交通省管理職ユニオン 近畿支部 京都分会 分会長 辻極 日出生	田中 豊 立花 武子 馬場 隆 並河 愛子 苗村 活代	(請願趣旨) 一般国道9号における京都市西京区大枝沓掛町から亀岡市篠町王子までの4.7kmについては異常気象時には通行規制が行われます。 老ノ坂沓掛地区では、道路脇の法面に大きな転石や岩塊があり、落成する危険性があります。過去に幾度となく通行止めも実施しており、緊急輸送道路が分断され、地域社会・経済活動にも大きな支障を及ぼします。 9号沿線には、事業所、店舗、住宅などが連たんしており、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等を目的とした交通に利用されています。 異常気象時に対する道路の防災を高めることで、救援活動や物資等の流通に大きな役割を果たし、迅速な対応が可能となり、地域住民の生命、財産と安全を守る重要な役割を担うものとなります。 また、こうした防災対策については、地域ごとに差があってははいけません。 国において一定の整備が必要となります。 政府の地方分権改革推進委員会は、先般、国と地方の役割分担を踏まえ、国の出先機関の事務・権限及び組織の見直しを行い、出先機関が担っていた116項目の事務・権限について地方自治体への移譲や廃止・縮小等を行うこと、更には出先機関の統廃合などを求める第二次勧告をまとめました。また、地域主権戦略会議では、2014年度に関西と九州ブロックの地方整備局・経済産業局・地方環境事務所を移管するプロジェクトを設置し、今年12月にも閣議決定する動きとなっています。 政府が考える「地方分権・地方移譲」とは、国の役割は「外交」「防衛」「徴税」などに特化し、その他の生活に関する行政は、これまでの国の責任を放棄し、地方自治体の自己責任で行うこととしています。 しかしながら、現行の税財政体系や財源の偏在に伴い、都市と地方との間で公共サービスの提供において格	産業建設 常任委員会

					差が生じつつあることを鑑みれば、大きな役割を担ってきた国の出先機関の安易な統廃合は、更なる都市と地方の格差を生じることになります。「国の出先機関」の廃止によって、これまで道路や河川の「維持・管理」などを行ってきた事務所や出張所が廃止となり、これまで国が行ってきた行政サービスを地方自治体で維持しなければなりません。また、東日本大震災や台風12号における災害では、自治体だけの力では限界があったことから災害に強い国土を築くことは、これからの日本全体の課題です。そして今後、「防災」における必要性としては、地域を知る出先機関としての「事務所・出張所」の存続が不可欠となります。 「国の出先機関廃止」とは、究極の「地方切捨て政策」でしかありません。国の責任を放棄するだけでなく、国民の生命、財産と安全をも危険にさらします。 以上のことから、「国の出先機関を廃止し、「地方分権・地方移譲」の名の下に「国の責任」を放棄することは許されません。京都国道事務所では、国民の生命、財産と安全を守る重要な事業を行っているところであり、これらの防災事業は国の責任において実施すべきことから、政府に意見書を提出いただきたくお願いします。 (請願事項) 国民の生命、財産と安全を守るため、一般国道9号の防災整備を行う事務所・出張所については、「国の責務」として存続するよう意見書を国へあげてください。また、災害時でも迅速に対応できる体制を確立できるよう働きかけてください。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	
--	--	--	--	--	--	--

犯罪被害者等支援に関する政策提言

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められました。亀岡市においても、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏が害され、人権が侵害されている事例が生じています。犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけではなく、周囲の不用意な発言や中傷等による二次的な被害も受けやすく、精神的な負担は多大なものになっています。そのような人権侵害を防ぎ、安全・安心のまちづくりを進めていくためにも、犯罪被害者等への支援は非常に重要です。

本市における犯罪被害者等の支援について、平和人権対策特別委員会で検討した結果、下記のとおり提言しますので、適切に措置を講じられることを要望します。

記

1 担当窓口の設置

犯罪被害者等が辛い経験を繰り返し説明したり周囲の目にさらされたりすることがなく、相談しやすい環境で安心して相談ができるよう、犯罪被害者等支援のための総合的な対応窓口を設置し、犯罪被害者等の状況や意見、要望を一元的に把握し、庁内外関係機関との連携や調整を行うこと。

2 民間との連携を重視した制度づくり

犯罪被害者等の支援には、継続したきめ細かい支援を行うことができる民間支援団体等の存在が不可欠であることを踏まえ、財政的支援等を含めて民間支援団体等を支援すること。

3 広報啓発活動の充実

(1) 犯罪被害者等が適宜必要な支援を受けられるよう、担当窓口や各種制度等、広報の充実に努めること。

(2) 犯罪被害者等の置かれた状況や心理状態等に対する周囲の理解を促し、二次被害を防止するための広報啓発活動を積極的に行うこと。

上記のとおり提言します。

平成23年12月13日

亀岡市長 栗山正隆様

亀岡市議会平和人権対策特別委員長 酒井安紀子